

W T O 非農産品市場アクセス交渉会合の結果概要

1. 場 所：W T O 本部(スイス・ジュネーブ)
2. 日 時：平成16年5月10日(月)～12日(水)
3. 出席者：奥野漁政部参事官、森田木材貿易対策室長他
外務省佐藤国際機関第一課長他
経済産業省鈴木通商機構部参事官他

4. 議論の概要

(1) 会合の結果

ヨハンソン議長(アイスランド大使)より、7月末の枠組み合意に向けて、野心と柔軟性のバランス、枠組みでどこまで具体的な内容に合意することを目指すかといったことについて共通認識を作るために、引き続き、加盟国自身が交渉に努力する必要がある旨述べた。

(2) 非関税障壁についての議論

他の交渉グループや既存のW T O 委員会、紛争処理手続きを活用して、非農産品市場アクセス交渉で交渉すべき範囲を絞るべきという意見があった。また、交渉方法についても、リクエスト・オファー方式、分野横断的な交渉、及び、分野別の交渉等の方法に分けて議論すべきとの考え方が示された。ニュージーランド主催で林産物に関する非関税障壁について非公式な会合が開催されて、N Z、米、加の林産業界代表より各国の建築基準等が貿易障壁になっていることが懸念される旨表明された。

(3) バイ会合等

- ① ヨハンソン議長及び米国とのバイ会合において、先方から、カンクン前にも長時間議論しており、枠組み合意段階ではデルベス・テキストを大きく変えることは難しい旨の指摘があった。我が国は、従来の立場を主張した。
- ② その他、E C、インドネシア、ブラジル、チリ、カナダ、モーリシャス等多くの国とバイ会談を行い、互いの立場について意見交換を行った。
多くの途上国は、引き続き、関税格差の是正に反対し、分野別関税撤廃は、関税削減方式が決まった後で、任意参加を前提に、検討すべきと主張し、先進国と対立した。モーリシャスを始めとするアフリカ諸国、カリブ海諸国は、引き続き、W T O 交渉の中で特惠マージンの喪失問題について手当てすべきと、主張した。
- ③ 韓国、台湾の林水交渉担当者等と意見交換を行い、すべての国にはセンシティブな分野があり、これに配慮できる関税削減方式が必要であること、林水産物を分野別関税撤廃・調和の対象とすることに反対し他の加盟国に働きかけていくことを確認する

とともに、このような考え方に対する支持が限られていることから、枠組み合意に向けて厳しい交渉であるという認識を共有した。

- ④ EUは、関税削減義務を求めない国の対象をLDC以外の国に拡大するとの考えを示したが、かなりの加盟国から、拡大対象国を明確にすることが困難であること等の問題点を指摘された。

5. 今後の予定

6月9～11日 非農産品市場アクセス交渉会合

7月（未定） //